台東区重症心身障害児（者）通所区加算の請求事務について

１　台東区重症心身障害児（者）通所区加算とは

　　東京都重症心身障害児（者）通所事業実施要綱に基づく東京都重症心身障害児（者）通所事業所として台東区の障害者（児）に対してサービスを提供した事業所に対して、都基準に準じた区加算を支給しています。

２　申請方法

1. 助成を受けようとする事業者は、以下①から③を提出。
	1. 台東区重症心身障害児（者）通所区加算申請書
	2. 東京都重症心身障害児（者）通所事業所指定通知書の写し
	3. 東京都重症心身障害児（者）通所施設新規利用開始届の写し
2. 申請の内容を審査のうえ、台東区重症心身障害児（者）通所区加算（承認・不承認）通知書を申請のあった事業者に対し通知します。

３　請求方法

1. 原則として、利用があった月の翌月20日までに、下記の書類を提出してください。算定方法及び請求書類の記載方法は記載例を参照してください。
2. 請求に必要な書類
	1. 台東区重症心身障害児（者）通所区加算請求書
	2. 台東区重症心身障害児（者）通所区加算明細書
	3. 実績記録票（利用者の確認印のあるものの写し）

初めて請求の場合、及び振込口座を変更する場合は④も提出ください。口座名義によって委任状が必要な場合がありますので、必ず事前に担当まで確認をお願いします。

* 1. 支払金口座振替依頼書

４　支払方法

提出いただいた請求書類と国保連の請求内容を確認し、請求の翌月の末日までに指定口座に入金します。

ご不明な点がありましたら、下記までお問い合わせください。

【請求先・問合せ先】

〒１１０－８６１５　　台東区東上野４－５－６

　　　　台東区障害者福祉課総合相談

　　　　℡　　０３－５２４６－１２０３

　　　　Fax　 ０３－５２４６－１１７９